# 建設工事における指名競争入札参加者指名基準の運用基準

建設工事における指名競争入札参加者指名基準(平成6年告示第37号)本則第5号の規定に基づく本則第4号アからクまでに掲げる事項の運用基準は、次のとおりとする。

- 1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無 次の事項に該当する場合は、指名をしないものとする。
  - (1) 競争入札等参加資格の停止に関する要領(平成9年1月10日)に基づく競争 参加資格の停止期間中の者である場合
  - (2) 次に掲げる事項に該当し、その状態が継続していることから、請負者として 不適当であると認められる場合
    - ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わない 等請負契約の履行が不誠実であること。
    - ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
  - (3) 舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成25年1月1日)に基づく入 札参加等除外措置の期間中の者である場合

(平成27年4月・一部改正)

# 2 審査基準日以降における経営状況

会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている場合(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないものとする。

なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないものと する。

(平成27年4月·一部改正)

# 3 審査基準日以降における工事成績

(1) 舞鶴市工事成績評定要領(平成15年5月1日施行)に基づき評定した点数が

54点以下の場合は、その者に係る直近2件の入札に指名しない(条件付一般競争入札の場合は競争参加資格を満たさないことを含む。以下この号において同じ。)ものとする。この場合において、改善計画の提出がないときは、当該提出があるまでの間は指名しないものとする。

- (2) 前号の取扱いは、当該工事成績の通知後1年以内における工事種別を同じくする入札を対象とする。
- (3) 第1号の適用において、当該検査日の前1年以内に行った検査(工事種別が同じものに限る)において、同様の評定がある場合は、「2件」を「4件」と読み替えるものとする。

(平成20年6月・平成26年4月・平成27年4月・平成28年4月・平成29年6月一部改正)

### 4 当該工事に対する地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案するものとする。

### 5 削除

(平成29年6月・削除)

- 6 当該工事施工についての技術的適性
  - 以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案し、指名するものとする。
  - (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
  - (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
  - (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
  - (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
  - (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号の政令で定める金額 以上を下請けに発注することが確実な工事については、監理技術者指定工事と表 示し、特定建設業許可を有している業者で、かつ専任可能な監理技術者が配置で きる業者のみを指名する。

(令和5年1月一部改正)

### 7 審査基準日以降における安全管理の状況

(1) 本市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らか

に請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。

- (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案して、指名するものとする。
- (3) 本市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上の負傷者の発注がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重して指名するものとする。
- 8 審査基準日以降における労働福祉の状況
  - (1) 賃金不払に関する労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。
  - (2) 本市発注工事について建設業退職金共済組合若しくは中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約の締結の有無又は証紙の購入若しくは貼付の状況を総合的に勘案し、指名するものとする。
  - (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重して指名するものとする。
  - (注) 審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認められるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

附則

この基準は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成11年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成20年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 この基準は、平成20年7月1日以降に入札に付した工事に係る工事成績から適 用し、同日前に入札に付した工事に係る工事成績は従前どおり次のとおりとする。

区分	工事成績評定点
優	80点以上
良	65点以上80点未満
可	50点以上65点未満
可-(マイナス)	50点未満

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に検査した工事に係る工事

成績から適用する。

附則

この基準は、平成27年4月10日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、平成28年4月1日以降に検査した工事に係る工事成績から適用し、 同日前に検査した工事は従前どおり次のとおりとする。
  - (1) 工事成績は、舞鶴市工事成績評定要領に基づき評定した点数により次のとおり区分するものとする。

区分	工事成績評定点
優	82点以上
良	65点以上81点以下
可	55点以上64点以下
可一(マイナス)	54点以下

- (2) 工事成績が「優」の場合は、以後の入札1件の指名を増やすものとする。
- (3) 工事成績が「可一(マイナス)」の場合は、その者に係る直近2件の入札に指名しないものとする。
- (4) 前2号の取扱いは、当該工事成績の通知後1年以内における工事種別を同じ くする入札を対象とする。(条件付一般競争入札を含む)

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の建設工事における指名競争入札参加者指名基準の運用 基準は、平成29年4月1日以降に契約した工事に係る工事成績から適用し、同日 前に契約した工事は従前の例による。

附則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。